

尾鷲港 港湾脱炭素化推進協議会 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尾鷲港におけるカーボンニュートラルポートの形成を推進することと、今後も重要港湾として地域産業に対する役割を果たしていくため、令和4年に改正された港湾法(昭和25年法律第218号)第50条の3に基づき設置する協議会の組織、運営等について定める。

(名称)

第2条 本会は、「尾鷲港 港湾脱炭素化推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(取組)

- 第3条 本協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。
- 2 尾鷲港港湾脱炭素化推進計画(以下「推進計画」という。)に策定に関すること
 - 3 策定した推進計画に基づき事業等を進める際に行う関係者間の協議・調整に関すること
 - 4 推進計画の進捗状況の確認や達成状況の評価及び計画の見直し等に関すること
 - 5 その他、必要と認めること

(協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別紙に掲げる構成員をもって構成する。
- 2 学識経験者の任期は2年とし、再任及び任期の延長を妨げない。
 - 3 新たに協議会に加わろうとする者は、協議会の承認を得るものとする。

(協議会の運営)

- 第5条 協議会は、次の各号のとおり運営する。
- 2 協議会は、港湾管理者が招集し開催する。
 - 3 協議会の会長は、構成員の中から互選する。
 - 4 協議会の会議は、会長が座長を務める。
 - 5 協議会は、出席した構成員の過半数の議決により議決することができる。
 - 6 専門的な事項について検討等を行うため、分科会を置くことができる。
 - 7 協議会は、原則として公開とするが、会長が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

- 8 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行う事を求めることができる。
- 9 協議会の事務局は、三重県県土整備部港湾・海岸課に置く。

(秘密保持)

- 第7条 協議会の構成員及びその関係者は、第5条の規定により公開された内容を除き、協議会で知り得た情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。
- 2 関係者とは、第4条及び第5条8項に掲げる構成員以外の参加者のほか、資料作成に関わる者、協議会資料を取りまとめる者をいう。

(事務局)

第8条 協議会の事務局の事務内容は以下の通りとする。

- (1) 協議会の招集に関する事務
- (2) 協議会に付議する事項に関する事務

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

[別紙] 尾鷲港 港湾脱炭素化推進協議会 構成員 (案)

(敬称略)

区 分	構 成 員
学識経験者	小谷野 喜二 公益社団法人 日本港湾協会 専務理事
	鶴田 利恵 四日市大学 総合政策学部長 教授
港湾利用者	尾鷲商工会議所
	三重外湾漁業協同組合
	三重県漁業協同組合連合会
	尾鷲物産株式会社
	伊藤石油株式会社
	Local Design Mie 株式会社
地方自治体等 行政機関	国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所
	尾鷲市
	三重県 政策企画部
	三重県 環境生活部 環境共生局
	三重県 農林水産部
	三重県 雇用経済部
	三重県 県土整備部
事務局	三重県 県土整備部 港湾・海岸課